

決裁・供覧

件名	横浜地裁敷地内車両レッカー移動作業（執行決議）		文書番号
			横浜地裁経第 161号
伺 い 文	別添のとおり		
起 案 部 署	起案日	令和4年2月3日	受付日
	最高裁判所 横浜地方裁判所 事務局 経理課 用度係		決裁処理期限日 決裁日
	起案者	中村 [REDACTED]	施行処理期限日 施行日
	連絡先	[REDACTED]	施行先
	大分類	(経・用度) 会計 (事務)	施行者
	中分類	(会ろ-03) 物品 (契約書)	取扱上の注意
	名称(小分類)	契約書等 (令和3年度)	機密性格付け 取扱制限
	秘密区分		行政文書保存期間 5年
	秘密期間終了日		保存 保存期間満了時期 令和9年3月31日
	指定事由		

経理課長 *[Signature]*

経理課課長補佐 *[Signature]* 用度係長 *[Signature]*

経理課専門官 *[Signature]* 用度係 *[Signature]*

*口頭* *[Signature]*

特別請求書と同時に成り立つ

備考欄

局長 次長 経理課長 補佐・専門官 係長 取扱者



(物品管理官) (この部分だけの場合、管理通達別表1事項16(3)ク(中分類「物品」))  
下記の物品を払出してよろしいか。

下記の物品を支出負担行為担当官へ取得措置請求してよろしいか。

(支出負担行為担当官) (中分類「物品(契約)」又は「契約(役務)」)

物品管理官からの取得措置請求を相当と認め、調達手続を開始してよろしいか。

・納期限等 / まで、仕様は別紙のとおり

・少額随意契約(会計法29条の3第5項、予決令99条3号(購入)、99条7号(役務)、別紙のとおり)

・予定価格 35090 円 (見積書、電話聴取書、別紙のとおり)

・支出科目 (項) 下級裁判所、裁判費、 ( )

(目)  庁費、裁判庁費、 ( )

(事項)  事務処理、裁判、 ( )

(費途) 備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、 ( )

・予算措置 予算示達確認(残額確認を含む)

(以上 経理課使用欄)

## 特別請求書

令和4年2月3日

### 所属庁・係等 経理課用度係

責任者 山崎毅

請求者 中村太郎

品目	庁舎敷地内に駐車されている車両のレッカー移動について	請求数量	現存数量	年間所要数量
規格		1台	—	

必要とする 理 由	庁舎敷地内の本来車両を駐車する場所ではない部分に車両が駐車されている。来庁者及び職員の歩行や他の車両の通行の際に支障があるので、本来の駐車場所にレッカー移動を依頼したい。
--------------	---

(注) この欄に、現在の使用状況、配布状況等、請求理由を詳しく記入してください。なお、記入が不十分な場合は、支給されない事がありますので注意してください。

### 用度係意見

支出負担行為担当官へ取得措置請求を行いたい

## 電話聴取書

聴取年月日 令和4年2月2日（水）午後4時35分

発信者 横浜地方裁判所経理課用度係 中村

受信者 株式会社ヤマグチレッカー

件名 庁舎敷地内に駐車されている車両のレッカー移動について

発信者 横浜地裁の敷地内において、本来車両を駐車する場所ではない部分に停められている車両がある。その車両を同敷地内の駐車場所にレッカー移動していただくことは可能か。

受信者 車種を教えてもらえるか。

発信者 トヨタのヤリスである。

受信者 その車両であればレッカー移動は可能である。

発信者 車両をレッカー移動した場合の料金を知りたい。

受信者 基本的には全体として2万5千円程度に消費税を加えた額と考えていただきたい、内訳としては、基本料とその他作業に必要な経費を加算した額である。ただし、夜間は割増料金が発生するため最大で35,000円くらいと考えていただきたい。

発信者 承知した。

## 電話聴取書

聴取年月日 令和4年2月2日（水）午後4時30分

発信者 横浜地方裁判所経理課用度係 中村

受信者 生活トラブルSOSロードサービス

件名 庁舎敷地内に駐車されている車両のレッカー移動について

発信者 横浜地裁の敷地内において、本来車両を駐車する場所ではない部分に停められている車両がある。その車両を同敷地内の駐車場所にレッカー移動していただくことは可能か。

受信者 車種を教えてもらえるか。

発信者 トヨタのヤリスである。

受信者 その車両であればレッカー移動は可能である。

発信者 車両をレッカー移動した場合の料金を知りたい。

受信者 基本料金として4万円程度、その他作業に必要な経費を加算した額に消費税を加えた額程度である。

発信者 承知した。